

福岡出入国在留管理局における職員の募集について
(係員級選考採用試験・行政職)

1 職務内容

- 出入国在留管理官署の所掌事務のうち、以下の業務を担当する者を常勤の係員級職員（任期の定めなし）として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として任用されます。
- 主な担当業務は、我が国を訪れる外国人の出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留管理、出入国管理及び難民認定法違反者に対する違反審査及び難民等の認定に係る調査、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境の整備などです。

2 求める人材

- 相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる者
- 積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり、社会人としての基本的なマナーを身に付けている者

3 応募資格

- 学歴：高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること
- 職歴条件：過去に民間企業、官公庁（試験や選考により採用された場合を指し、臨時的任用は除く。）、国際機関等の社員・職員等として通算9年（大卒者の場合は4年6月）を超える勤務経験がある者
（注）国家公務員の勤務経験にあっては、条件付採用期間を終了したものに限る。
- 必要な経験：一般的なパソコン操作（W o r d ・ E x c e l 等）が可能であること
- 次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - （1）日本の国籍を有しない者
 - （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心

神耗弱を原因とするもの以外)

- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和8年度における定年年齢は62歳)

4 採用予定人数

15名程度

5 採用予定時期

令和9年1月1日予定

(採用予定者の事情等を考慮しますので、御相談ください。)

6 勤務地

採用当初は福岡出入国在留管理局(那覇支局除く。以下参照)で勤務していただきますが、その後、全国の地方出入国在留管理局や入国管理センター等に異動することがあります。

○福岡出入国在留管理局本局

福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25

○福岡出入国在留管理局西新分室

福岡県福岡市早良区祖原1-4-15

○福岡出入国在留管理局北九州出張所

福岡県北九州市小倉北区城内5-1小倉合同庁舎

○福岡出入国在留管理局博多港出張所

福岡県福岡市博多区沖浜町8-1福岡港湾合同庁舎

○福岡出入国在留管理局福岡空港出張所

福岡県福岡市博多区大字青木7-3-9福岡空港国際線ターミナルビル

○福岡出入国在留管理局佐賀出張所

佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第2合同庁舎6階

○福岡出入国在留管理局長崎出張所

長崎県長崎市松が枝町7-2-9長崎港湾合同庁舎

○福岡出入国在留管理局対馬出張所

長崎県対馬市厳原町東里3-4-1-42厳原地方合同庁舎4階

○福岡出入国在留管理局熊本出張所

熊本県熊本市中央区大江3-1-53熊本第2合同庁舎

○福岡出入国在留管理局大分出張所

大分県大分市荷揚町7-5大分法務総合庁舎1階

○福岡出入国在留管理局宮崎出張所

宮崎県宮崎市別府町1-1宮崎法務総合庁舎2階

○福岡出入国在留管理局鹿児島出張所

鹿児島県鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎3階

7 給与

(1) 採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

なお、この選考により採用された場合の給与等級は行政職（一）2級であり、採用後の勤務成績に応じて昇格（給与等級が上がる）こと）及び昇給（年1回）等があります。

(2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、給与法等に基づき支給されます。

- ・地域手当（福岡出入国在留管理局本局勤務の場合は月給の8%）
- ・扶養手当（子月額13,000円等）
- ・住居手当（月額最大28,000円）
- ・通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高150,000円）等）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の約4.65月分）

(3) モデル給与例（経験年数のほか、職務経歴の内容により初任給を決定します。）

大卒後国家公務員として8年程度の経験年数を有する職員の俸給額
基本給（月額）約27万円（俸給＋地域手当8%の場合）

8 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。

なお、空港で勤務する場合、夜間を含む交替制勤務に従事していただくことがあります。その場合の就業時間は、10時00分から翌10時00分（勤務時間は原則15時間30分）のようになります。

(2) 休暇は、年20日の年次休暇（20日付与されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 一次選考（経歴評定）

応募時に提出いただいた履歴書、職務経歴書により選考します。

一次選考合格発表日：令和8年11月6日（金）頃までに通知します。

(2) 二次選考（論文試験、人物試験）

令和8年11月16日（月）から20日（金）の間に実施します（試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。）。二次選考は、福岡出入国在留管理局本局で行います。

(3) 最終合格発表日：令和8年11月30日（月）予定

二次選考の受験者全員へ書面等により結果を連絡します。

10 応募方法

(1) 受付期間：令和8年10月30日（金）必着

(2) 提出書類：履歴書及び職務経歴書

※応募書類は合否の結果によらず返却しません。なお、応募書類に記載されている個人情報、選考の目的以外に使用することはありません。

(3) 提出先：以下に郵送してください。

〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎6階

福岡出入国在留管理局総務課人事係宛て

※ 封筒の表面に『選考採用（行政職）応募書類在中』と朱書きしてください。

【問合せ先】

福岡出入国在留管理局総務課人事係

担当：千々松、村手、石垣、吉田

住所：〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25

電話：092-717-5420